

令和3年5月15日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第33回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日時：令和3年5月15日（土） 16:00～16:20

場所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、関係課長
計24名

内容：以下のとおり

1. 緊急事態措置区域の変更等に伴う県の対応について

(1) 緊急事態宣言区域の変更等について（防災危機管理課長）

緊急事態宣言区域の追加等について説明 【資料1】

(2) 県内の患者発生状況について

健康福祉部（健康福祉部長）

① 県内の感染者の状況等について説明 【資料2】

- ・ 県全国的に感染が拡大しておりますが、県内においても、4月19日以降となりますが、感染者が増加しています。
- ・ 5月に入ってからは、71人の感染が確認されています。松江市と益田市においてもクラスターも発生しており、特に、5月13日には、益田市のカラオケ喫茶の店名を公表し、利用者の呼びかけを行っているところです。
- ・ 現在、感染された方、また、関係する事業者にご協力いただき、保健所の疫学調査を着実に進めることができていると考えております。
- ・ また、拡充してまいりました県及び関係機関の検査体制により、迅速に幅広の検査に対応しております。
- ・ 次に、医療提供体制としまして、即応病床につきましては、現在の感染状況を踏まえ5月12日に181床とし、昨日14日にさらに7床増やし、188床としています。
- ・ 昨日（14日）時点での入院患者は55人で、病床使用率は、確保病

床で21.7%、即応病床で29.3%となっております。

- ・また、患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として98室を確保しており、入院等の受け入れに支障が生じないよう体制を整えています。
- ・今後とも、医療機関など関係者の協力をいただきながら、医療提供体制の確保や診療・検査体制の強化に努め、引き続き、積極的な調査、検査を行うとともに、県民の皆様へ3密の回避など基本的な感染対策の呼びかけを行ってまいります。

(3) 県の対応等について（防災危機管理課長）

- ① 「ステージ判断のための指標」との比較について説明 【資料3】
- ② 全国の感染状況について説明 【資料4】
- ③ 島根県の対応（案）について説明 【資料5】

2. 知事指示事項

5月14日に、緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域等についても変更され、併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことから、県民の皆様は、以下のとおり要請します。

要請の期間は、群馬県、石川県及び熊本県との往来については、令和3年6月13日まで、その他については、令和3年5月31日までとします。要請の期間は、令和3年5月31日までとします。

(都道府県をまたぐ移動について)

1. 緊急事態措置を実施すべき区域である、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県との往来を控えてください。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域である、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県及び沖縄県との往来を控えてください。

また、茨城県水戸市、和歌山県、香川県、長崎県長崎市、大分県、宮崎県などのように、各都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛や、県境を越えた不要不急の移動の自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断してください。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。

ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。

(基本的な感染対策の徹底について)

2. 家庭や職場での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」など、
基本的な感染対策に取り組むようお願いします。

単身赴任中のご家族など、自宅等に県外から帰県された方がいる場合には、家庭でできる感染予防対策、

- (1) 会話をする時は自宅でもマスクを着用
- (2) ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒
- (3) 石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒
- (4) 窓を開けておくなど定期的な換気
- (5) 寝室を分ける
- (6) 洗面所等のタオルやコップを共有しない
- (7) 大皿の料理を避け、食器や箸等を共有しない
などを徹底するようお願いします。

(職場等での健康管理について)

3. 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診してください。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底してください。

(飲食店等の利用について)

4. 飲食店等の利用について、各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした対策が徹底された店舗を利用して頂くことを前提として、次の内容をお願いします。

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含めて、県内でも県外でも、控えてください
- (2) 飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えてください
- (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で1時間30分

を限度としてください

(4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、

- ① 県外での利用は控えてください
- ② 県内でも県外の方との利用を控えてください

(5) カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底し、遵守してください。

ただし、いずれの事項も、「鳥取県」と、生活（通勤、買物等）圏域に属する「広島県・山口県」の一部の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

（十分な換気の実施について）

5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うようお願いします。

（業種ごとのガイドライン遵守について）

6. 事業者におかれては、感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を、再度ご確認の上、実践頂きますようお願いいたします。

（イベント開催の目安について）

7. イベント開催の目安については、「島根県の対応」により、対応をお願いします。

（接触確認アプリの活用について）

8. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用をお願いします。

（事業所での接触低減の取組について）

9. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行ってください。

（誹謗中傷や差別の防止について）

10. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上での誹謗中傷、うわさ話などは、厳に慎んで頂くよう重ねてお願いします。

そして、県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、お願いします。

島根県内でも、これまで感染者が発生した店舗や、関連する店舗のうち、不特定多数の利用者がおられる店舗については、店舗のご理解、ご協力を頂いた上で、店名を公表させて頂き、感染のおそれがある方に呼びかけを行い、幅広

くPCR検査等を実施して感染の拡大を防ぐ対応が取れています。

これは店舗を経営されている方にとりましては、店名公表によります風評被害、経営の悪化を覚悟の上で、県民の皆様に感染が拡大しないように、ご協力、ご理解を頂いた結果であります。

そういった店舗に対しての、誹謗中傷や心無い言動は、感染拡大を助長させる行為と等しいものであり、厳に控えて頂きますよう、重ねてお願いします。

県としましては、全国の感染状況等を注視し、国や他の都道府県、医療機関、市町村と十分に連携をしながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そして地域経済の回復などに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

第 33 回 島根県対策本部会議

日時: 令和 3 年 5 月 1 5 日 (土) 16 : 00 ~

場所: 県庁 6 階 講堂

1. 緊急事態措置区域の変更等に伴う県の対応について

2. 知事指示事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

令和 3 年 5 月 1 4 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（愛知県及び福岡県については、同年 5 月 12 日、北海道、岡山県及び広島県については、同月 16 日）から 5 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の添付は省略します

新型コロナウイルス感染症の県内発生状況（5月14日時点）

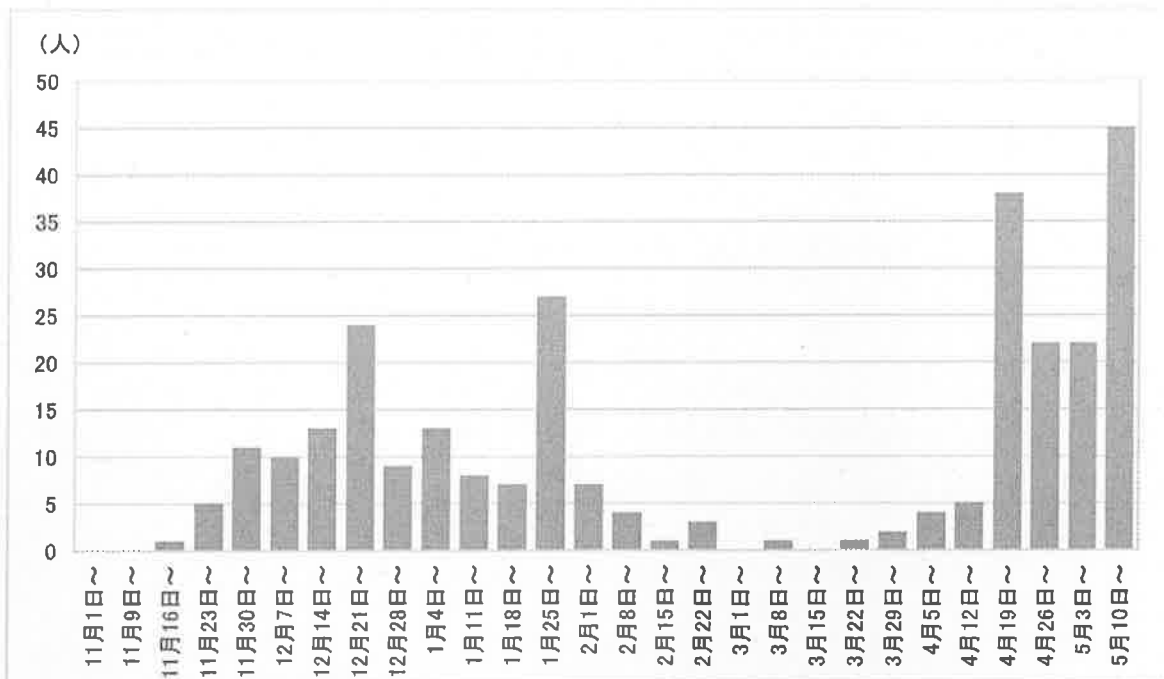
令和2年4月9日に県内で初めて感染者が確認されてから5月14日までに、計424人の感染が確認されました。

このうち、4月は65人、5月はこれまでに71人の感染が確認されています。

1. 5月の陽性患者の発生状況

陽性判明日	陽 性	区 分	備 考
5月1日	3人	354～356例目（県外）	
5月2日	1人	357例目（雲南市）	
5月3日	1人	358例目（県外）	
	2人	360、361例目（松江市）	
	1人	359例目（邑南町）	
	1人	362例目（県外）	
5月4日	1人	363例目（県外）	
	2人	364、365例目（海士町）	
5月5日	1人	366例目（松江市）	
5月6日	1人	367例目（松江市）	
5月7日	1人	368例目（益田市）	
	1人	369例目（松江市）	
	1人	370例目（大田市）	
	1人	371例目（松江市）	
	1人	372例目（県外）	
5月8日	1人	373例目（益田市）	
	1人	374例目（浜田市）	
	1人	375例目（松江市）	
5月9日	1人	376例目（出雲市）	
	1人	377例目（県外）	
	2人	378、379例目（松江市）	
5月10日	3人	380、384、385例目（松江市）	
	3人	381～383例目（出雲市）	
5月11日	1人	386例目（雲南市）	
	3人	387、388、392例目（出雲市）	
	2人	389、390例目（益田市）	
	1人	391例目（県外）	
	2人	393、394例目（松江市）	
5月12日	3人	395～397例目（益田市）	
	1人	398例目（県外）	
	3人	399～401例目（松江市）	
5月13日	5人	402、411～414例目（松江市）	
	6人	403～406、408、409例目（益田市）	
	1人	407例目（浜田市）	
	1人	410例目（吉賀町）	
5月14日	2人	415、424例目（浜田市）	
	3人	416～418例目（松江市）	
	5人	419～423例目（益田市）	

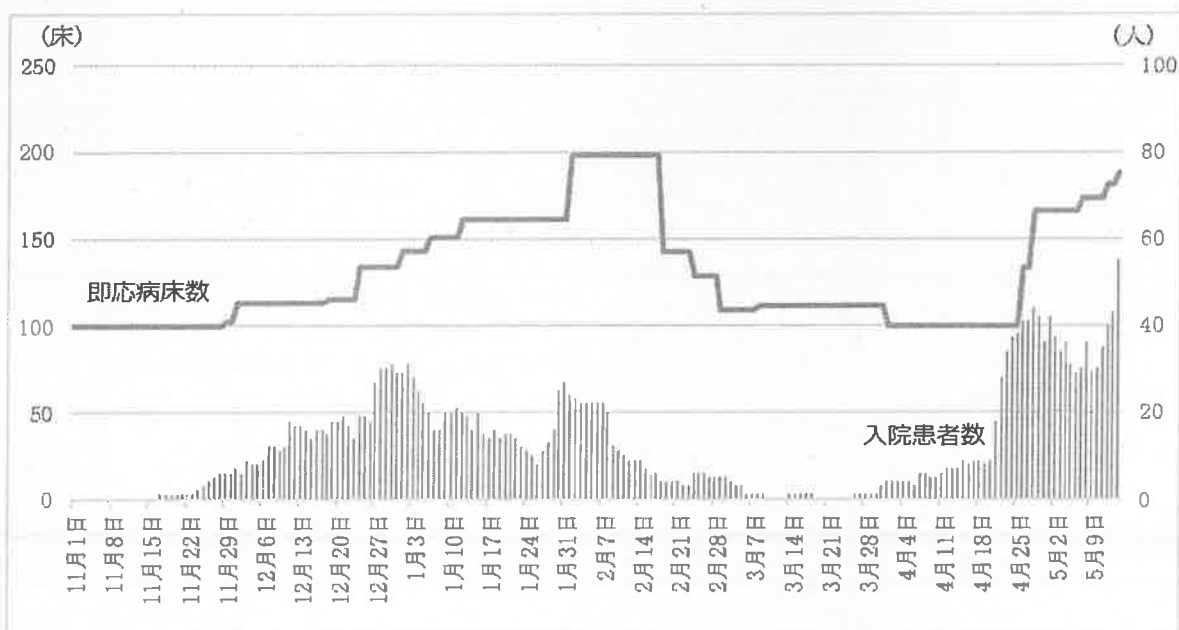
2. 11月以降の陽性患者の発生状況



※上記日付は週単位の集計

3. 病床確保状況及び使用率

確保病床数 (A)	即応病床 (B)	入院患者数 (C)	病床利用率	
			確保病床 (C/A)	即応病床 (C/B)
253床	188床	55人	21.7%	29.3%



4. 軽症者等の宿泊療養

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設98室を確保

- ・ 島根県立青少年の家「サンレイク」（出雲市・33室）
- ・ 島根県立少年自然の家（江津市・20室）
- ・ 玉造国際ホテルRivage Choraku（松江市・45室）

資料 3

令和3年5月15日時点
(5月8日～5月14日)

令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」 比較一覧

指標	医療提供体制の負荷			感染の状況				監視体制 (参考)
	①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR 陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路 不明割合		
	入院医療 注1	重症者用病床						
国指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	人口 10 万人当たりの全療養者数 20人以上	5%以上	15 人/ 10 万人/週以上	50%以上	-	
	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	人口 10 万人当たりの全療養者数 30人以上	10%以上	25 人/ 10 万人/週以上	50%以上		
県指標	病床稼働数		入院中患者数	-	2 人/ 10 万人	30%	-	
県 の 状 況 【5/15 10:00 時点】	確保病床の使用率 21.7%	確保病床の使用率 8%	人口 10 万人当たりの全療養者数 8.25 人	3.52%注2	7.80 人/10 万人/週	32.7%	2.73	
	最大確保病床数 253 床	最大確保病床使用状況 2 床	全療養者 (入院者 55 人、(宿泊療養者 0 人)	4/26～5/2 22 件/624 件	5/8～5/14 52 人	5/8～5/14 17 人/52 人	【5/1～5/7】 19 人 【5/8～5/14】 52 人	

注1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口 10 万人あたり 10 人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況 (医療提供体制・監視体制・感染の状況) について (6 指標)」より引用。

注2 県の PCR 陽性率は、PCR 検査・抗原検査等の総数を使用。

令和3年5月15日10:00時点

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	都道府県	人口数		新規感染者数		参考 4月30日～5月6日	
		人口数（千人）	10万人換算	5月7日～5月13日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）	人口10万人あたり （人）	増減
1	福岡	5,104	51.04	3430	67.20	44.49	↑22.71
2	大阪	8,809	88.09	5144	58.39	61.98	-3.59
3	北海道	5,250	52.50	2980	56.76	25.79	↑30.97
4	岡山	1,890	18.90	967	51.16	30.26	↑20.90
5	兵庫	5,466	54.66	2451	44.84	44.05	↑0.79
6	愛知	7,552	75.52	3168	41.95	23.53	↑18.42
7	沖縄	1,453	14.53	588	40.47	24.36	↑16.10
8	東京	13,921	139.21	5630	40.44	32.02	↑8.42
9	大分	1,135	11.35	442	38.94	25.64	↑13.30
10	岐阜	1,987	19.87	755	38.00	20.43	↑17.56
11	佐賀	815	8.15	292	35.83	21.10	↑14.72
12	奈良	1,330	13.30	465	34.96	35.64	-0.68
13	熊本	1,748	17.48	610	34.90	14.30	↑20.59
14	広島	2,804	28.04	968	34.52	17.12	↑17.40
15	石川	1,138	11.38	361	31.72	15.11	↑16.61
16	京都	2,583	25.83	784	30.35	30.00	↑0.35
17	香川	956	9.56	279	29.18	12.97	↑16.21
18	群馬	1,942	19.42	534	27.50	20.24	↑7.26
19	宮崎	1,073	10.73	271	25.26	18.08	↑7.18
20	滋賀	1,414	14.14	316	22.35	19.24	↑3.11
21	山口	1,358	13.58	297	21.87	8.62	↑13.25
22	福島	1,846	18.46	397	21.51	14.79	↑6.72
23	長崎	1,327	13.27	285	21.48	17.18	↑4.30
24	埼玉	7,350	73.50	1545	21.02	17.05	↑3.97
25	神奈川	9,198	91.98	1811	19.69	14.50	↑5.19
26	鹿児島	1,602	16.02	301	18.79	17.48	↑1.31
27	千葉	6,259	62.59	954	15.24	12.48	↑2.76
28	三重	1,781	17.81	266	14.94	12.63	↑2.30
29	徳島	728	7.28	100	13.74	18.54	-4.81
30	青森	1,246	12.46	170	13.64	10.03	↑3.61
31	和歌山	925	9.25	119	12.86	15.78	-2.92
32	茨城	2,860	28.60	358	12.52	9.34	↑3.18
33	山梨	811	8.11	97	11.96	7.77	↑4.19
34	新潟	2,223	22.23	263	11.83	7.51	↑4.32
35	静岡	3,644	36.44	418	11.47	5.54	↑5.93
36	栃木	1,934	19.34	211	10.91	6.98	↑3.93
37	長野	2,049	20.49	197	9.61	6.34	↑3.27
38	秋田	966	9.66	92	9.52	9.01	↑0.52
39	愛媛	1,339	13.39	118	8.81	8.96	-0.15
40	宮城	2,306	23.06	197	8.54	7.85	↑0.69
41	岩手	1,227	12.27	95	7.74	10.35	-2.61
42	山形	1,078	10.78	76	7.05	5.94	↑1.11
43	富山	1,044	10.44	63	6.03	5.84	↑0.19
44	福井	768	7.68	38	4.95	5.99	-1.04
45	島根	674	6.74	33	4.90	2.82	↑2.08
46	鳥取	556	5.56	23	4.14	1.44	↑2.70
47	高知	698	6.98	26	3.72	9.46	-5.73

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比—総人口、日本人人口（2019年10月1日現在）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（5月14日）

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

5月14日に、緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域等についても変更され、併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことから、県民に対し、以下のとおり要請する。

要請の期間は、群馬県、石川県及び熊本県との往来については、令和3年6月13日まで、その他については、令和3年5月31日までとする。

1. 緊急事態措置を実施すべき区域である、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県との往来を控えること。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域である、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県及び沖縄県との往来を控えること。

この他に、茨城県水戸市、和歌山県、香川県、長崎県長崎市、大分県、宮崎県などのように都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛や、県境を越えた不要不急の移動の自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないこと。

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に取り組むこと。

単身赴任中のご家族など、自宅等に県外から帰県された方がいる場合には、家庭でできる感染予防対策、

- (1) 会話をする時は自宅でもマスクを着用
- (2) ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒
- (3) 石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒
- (4) 窓を開けておくなど定期的な換気
- (5) 寝室を分ける
- (6) 洗面所等のタオルやコップを共有しない
- (7) 大皿の料理を避け、食器や箸等を共用しない

などを徹底すること。

3. 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 飲食店等の利用について、各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。

- (2) 飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えること。

- (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で1時間30分を限度とすること。

- (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、

- ① 県外での利用を控えること。

② 県内でも、県外の方との利用を控えること。

(5) カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること。

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の一部の地域については、県内と同様に取り扱う。

5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと。
6. 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること。
7. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」によること。
8. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。
9. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
10. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS で

の誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）

【12月以降のイベント等開催制限について】

(1)感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を日常化していく。

(2)イベント等の人数上限及び収容率要件については、当面の間、原則として現在の取扱いを維持することとする。

(3)その上で、令和2年11月12日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。

(4)屋内施設で、大規模なイベント等（参加者1,000人超又は全国的な人の移動を伴うもの）の主催者等は、県に事前相談を行うものとする。

時期	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの
イベント等の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント、公営競技、公演 ・ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
12月1日から		
5月31日まで	5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方	
人数上限（注1）	100%以内	50%以内
収容率	（席がない場合は適切な間隔）	（席がない場合は十分な間隔）

（注1）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

（注2）これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。